

閱覽用

平成29年 第7回

神崎市農業委員会総会議事録

平成29年7月4日

神崎市農業委員会

平成29年第7回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月4日(火) 午前9時30分 開会
2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室
3. 出欠者の状況

出席委員 11名

欠席委員 2名

欠席委員 なし

傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	角田 良正	欠
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	欠

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

6番 原 委員 8番 福田 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 江口 重信 係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	5件
議案第4号	農振除外申請に伴う事前審査について	1件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	1件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長	江口 重信
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主事	市丸 麻記

【農政水産課職員】

農政水産課副課長	音成 栄志
農政企画係主事補	川端 晃博

6. 会議の概要

事務局長

改めまして、おはようございます。台風の接近に伴い延期を考えましたが会場の都合がつかず本日開催することになり、ご了承いただきたいと思っております。また、本日は足元の悪い中、総会に出席いただきありがとうございます。着席して議事を進めさせていただきます。

それでは、平成29年第7回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶をお願いいたします。

会長

心配しました台風も直撃を免れそうでございます。ただ、こんなに早い時期に九州に来るのはあまり記憶がございません。今年は当たり年にならんとよかばってんと思っております。

それでは、只今から、平成29年第7回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長

ありがとうございました。本日の出席委員は11名でございます。

9番 角田 委員と13番 本間 委員より欠席届が提出されております。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。「森」会長、宜しくをお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は6番 原 委員と8番 福田 委員の2名を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の江口局長、山口係長を指名します。

議 長

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	5件
議案第4号	農振除外申請に伴う事前審査について	1件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	1件

以上、4議案9件、報告第1号1件でございます。

ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから、最初に議席番号と氏名を言って、マイクを通して発言されるようお願いいたします。

ここで、議案書の訂正を事務局からいたします。

事務局

議案書の訂正をお願いします。

議案書1ページの議案第1号の受付番号2番について、申請する権利の内容は使用貸借による権利の設定ですので、申請人氏名の欄の「譲り渡し人、譲り受け人」を、それぞれ「貸し付け人、借り受け人」に訂正していただくようお願いいたします。お手数をおかけしました。

(農地法第5条関係)

(受付番号1番、申請者入室)

議 長

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号 受付番号1番、議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地は神埼町〇〇字〇〇番 畑の1, 586㎡です。

転用の目的はもみ殻、堆肥置場で、転用の理由及び貸し付け人、借り受け人、施設の用途や事業費などは記載のとおりです。

転用着工は平成29年8月10日、工事完了は平成29年8月31日の予定です。

権利の内容は使用貸借による権利の設定で、農振除外は決定済み。農地区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断されますが、許可基準は用地選定を行った上で「農業用施設などの設置」に該当します。位置図などを3ページと4ページに添付しています。

申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図と事業費見積書と資金関係書類、土地改良区との協議、埋蔵文化財の協議などの書類が提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水などの処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる地区の排水同意書が提出されていて、特に問題はないと思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号 受付番号1番について、地区担当委員の8番「福田省二」委員のご意見をお伺いいたします。

8番 福田 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

8番の福田です。

第1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、この転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いよう十分に考慮して計画されたと思われますので、特に問題は無いと考えています。みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号2番 申請者入室)

議 長

次に、受付番号2番について審議いたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号 受付番号2番、議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番 申請地の所在は千代田町〇〇字〇〇番〇〇田の836㎡です。

転用の目的は資材置場として事業地を拡張することで、転用の理由及び貸し付け人、借り受け人、施設の用途や事業費などは記載のとおりです。

転用着工は平成29年8月1日、工事完了は平成29年10月31日の予定です。

権利の内容は使用貸借による権利の設定で、農振除外は決定済み。農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地と判断されますが、許可基準は用地選定を行った上で「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものに限る)」が該当します。位置図などを5ページと6ページに添付しています。申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図と事業費見積書、資金関係書類、土地改良区との協議、埋蔵文化財の協議、開発行為許可申請書類などが提出されています。周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水などの処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる地区の排水同意書が提出されていて、特に問題はないと思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号 受付番号2番について、地区担当委員の11番「福田肇」委員のご意見をお伺いいたします。

11番 福田 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

11番の福田です。

第1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、この転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いよう十分に考慮して計画されたと思われますので、特に問題は無いと考えています。みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号2番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(議案第2号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の2ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第2号 議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書2ページに記載しております、受付番号1番は、移転する権利は所有権で、申請理由等は記載のとおりです。位置図を7ページ、8ページに添付しています。

申請者は農地の全てを効率的に耕作し、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可基準を満たしていると思われます。以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

(農政水産課入室)

(議案第3号関係)

議 長

それでは、別冊の議案第3号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についてを議題といたします。

議 長

提案者である農政水産課から1ページの総括表について説明を求めます。

農政水産課

【議案第3号 議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の川端と申します。よろしくお願ひいたします。

着席して説明させていただきます。

それでは、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表 利用権設定関係

神埼町 新規0件 再設定2件 計 2件

内訳は田 6筆 8, 537㎡
 千代田町 新規2件 再設定0件 計 2件
 内訳は田 8筆 13, 510㎡
 畑 2筆 372㎡
 計10筆 13, 882㎡
 脊振町 新規1件 再設定0件 計1件
 内訳は田19筆 13, 212㎡
 畑 7筆 1, 373㎡
 計26筆 14, 585㎡
 神崎市 合計 5件
 内訳は田33筆 35, 259㎡
 畑 9筆 1, 745㎡
 計42筆 37, 004㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。総括表による説明は以上です。

議 長

只今、総括表の説明が終わりました。

2ページの農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番、受付番号2番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第3号 議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町、再設定1番、2番の申し出について説明します。左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は、田6筆8, 537㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、ご確認をお願いします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号 農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番、2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、3ページの農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号 1 番、2番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第3号 議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの千代田町、新規1番、2番の申し出について説明します。

設定する内容は、

田 8筆 13, 510㎡

畑 2筆 372㎡

計10筆 13, 882㎡となっております。

1番の申し出につきましては、土地の利用目的を水田と畑で区別するため2つに分けて表記しております。

次に2番の申し出についてですが、〇〇氏は神埼市で初めて利用権設定を行うため経営面積がゼロとなっております。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

はい、3番 服巻 委員

(質疑・応答)

3番服巻委員

3番服巻です。

番号2は神崎市ではゼロということですが、佐賀市では耕作をされているのでしょうか。

農政水産課

佐賀市では元々耕作をされていた方です。

議 長

他にありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号 農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番、2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、4ページの農用地利用集積計画、脊振町、新規分の申し出について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第3号 議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの脊振町 新規の申し出について説明します。

設定する内容は、

田 19筆 13, 212㎡

畑 7筆 1, 373㎡

計26筆 14, 585㎡となっております。

1番の申し出につきましては、千代田新規の1番の申し出と同様に土地の利用目的

を水田と畑で区別するため2つに分けて表記しております。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号 農用地利用集積計画、脊振町、新規分の受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(農振除外申請関係)

議 長

次に、別冊の議案第4号 農振除外申請に伴う事前審査についてを議題といたします。

議 長

それでは、議案第4号 農振除外申請に伴う事前審査の受付番号1番について、審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第4号、議案書を基に朗読後、説明】

お疲れ様です。農政水産課の音成と申します。

議案第4号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により神崎市農振除外申請に伴う事前審査について説明いたします。着席して説明させていただきます。1ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。

神埼町1件の申請となっております。説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。1番神埼町〇〇地区の駐車場拡張として、畑 6筆 1,450㎡、田 5筆 面積 8597㎡の計11筆 10,047㎡となっております。詳細については、添付資料の確認をお願いします。神埼市農振除外申請による説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、議案第4号の農振除外申請に伴う事前審査については、「やむを得ない」という意見を付けて回答することによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということでございますので、「やむを得ない」旨の意見書を添えて回答することといたします。

議 長

以上で議案第4号 農振除外申請に伴う事前審査についての審議を終わります。

農政水産課の皆さん、お疲れ様でした。

(農政水産課退室)

(農地法第18条第6項関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題とします。

受付番号1番について、事務局から報告させます。

事務局

【報告第1号 受付番号1番の報告書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について、農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっていますので、通知の提出があったものについて報告します。

1ページに記載しています受付番号1番は、議案第2号、受付番号1番の許可申請に伴う合意解約ですので、お目通しをお願いします。以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等について、ご質問はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

議 長

ないようですので、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりです。

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第7回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。

10時10分 閉 会